

神栖市農振除外申請手順

1. 申請地が農用地区域内であるか確認する。（農林課）
 2. 申請する前に、申請事業計画が都市計画法等の許可が必要な案件の場合は要件を満たしているか確認。（事前に神栖市開発指導課と事前協議して下さい。）及び事前に土地改良区等と調整して同意（意見書）をもらうこと。
 3. 申請書の提出
農林課 正副2部
（事前に土地改良区等へ1部提出して意見書をもらう）
 4. 申請書の事業者及び所有者欄には、実印を押印し印鑑証明を添付すること。
（申請者及び申請地が多い場合は別紙に一覧で可）
（法人の場合は定款写し、法人登記簿謄本を含む）
 5. 添付資料
 - ・ 位置図、付近状況図（住宅地図等）
 - ・ 用地選定理由書（様式は任意）
 - ・ 緊急性・必要性・規模・代替性の検討資料（比較検討表及び住宅地図）
 - ・ 土地改良区等の意見書（写し）
 - ・ 土地登記簿謄本
 - ・ 公図の写し
 - ・ 免許証等の写し（事業運営に必要な場合）
 - ・ その他別添資料のとおり申請理由ごとの資料をつけること
 - ・ 開発行為となる場合は神栖市開発指導課との事前協議書の写し
 6. 申請書の提出
3月・6月・9月・12月の10日までに、農林課に提出してください。
 7. 許可について
申請書の提出から許可までには、6～8ヶ月位の日数がかかります。
- ※ 除外対象地について測量図等との整合性を確認するため、現地に杭、リボン等の目印となるものの設置をお願いいたします。